

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会 イタリア・フランス視察の報告

当本部の小坂井久副本部長は、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会幹事として、平成24年9月23日から8日間、イタリア(ローマ)・フランス(パリ)における被疑者取調べの可視化などの実態を調査する目的の同部会・現地視察に参加した。本稿は、同会員からの聴き取りにもとづき、イタリアにおけるマフィアに対する捜査などを概観し、取調べ可視化の消極論としてしばしば引き合いに出される「組織犯罪」捜査が彼の国では、どのように捜査されているのか等を含め、視察の概要を報告するものである。

1 イタリア

【ローマ検察庁】

イタリアでは、被疑者の身体拘束を行ったうえで取調べる場合は、必ず検察官が取調べを行う。取調べの時間や回数は、事件ごとに異なる。被疑者が黙秘権を行使して数分で終わることもあれば、複雑な事件や共犯事件では、複数回の取調べが行われることもある。動かしがたい証拠のあるケースでは、ある程度自白がなされる。自白には、改悛者制度(後述)を利用することがある。取調べは、被疑者の防御権保障のためにするという意味合いが強い。

検察官による被疑者取調べは、弁護人の立会いが

原則とされ、取調べを実施する24時間前に、検察官が弁護人に通知する。通知にもかかわらず弁護人が立ち会わない場合であっても、被疑者が取調べに応じると述べたら取調べを行うが、その際には、黙秘権、弁護人立会請求権等の告知や、取調べにおける供述が、法廷で被疑者に不利な証拠として用いられることがある旨の告知を行っている(ミランダ・ルールに準じた権利告知を行っているというのが、現場の捜査官の認識である)。

取調べ時の録画・録音は、身体を拘束した被疑者の取調べでは、全過程が義務化されている。身体不拘束の場合は、検察官の裁量に委ねられる。市販の機械を用いた録音が多い。



取調べの際、検察官は簡易な供述調書を作るものの、取調べの公式記録は、録画・録音からの反訳文であり、被疑者に録音の拒否権はない。なお、捜査段階の供述は、公判で被疑者が、捜査段階の供述とは異なる陳述をした場合の弾劾目的に限って用いることができるとのことである。

取調べの録画・録音の有無にかかわらず、供述する被疑者はいるし、黙秘する被疑者もいる。

【ローマ地方裁判所】

ローマ地方裁判所では、簡易公判（短縮裁判）などの公判傍聴をし、人的保全手続を中心にレクチャーを受けた。

被疑者・被告人の逃亡や公判出頭確保を目的とする人的保全手続には、被疑者の身体拘束・勾留と、日本でいう在宅捜査の間に、自宅監禁制度や、毎日警察に出頭する制度などがあり、身体拘束と在宅捜査の間で段階を踏んだ判断を行うとのことであった。

公判も実際に傍聴し、大変興味深いものであったが、紙幅の関係上、割愛する。

【ローマ弁護士会】

被疑者取調べに対する弁護人の立会いは受動的であり、弁護士が被疑者に対し、取調官に対して供述すべき内容を示唆することはできない。取調官の被疑者に対する質疑や対応が不適切な場合には、立会いの弁護士が取調べに介入することもないわけではない。

弁護人立会いがあったとしても、取調べ状況の録画は不可欠である。取調べの録画・録音を反訳した公判提出資料を読むだけでは、取調官の口調や声の大きさ、仕草等、取調べ時の様子まではわからないからである。

改悛者制度が適用された被疑者に対する取調べ状況は録画されているが、被疑者取調べの可視化方法は、大半が録音である。公判で黙秘した被告人の事件では、まれに、公判供述の弾劾目的ではなく、罪体立証等の目的で、取調べの録音記録が公判で使われることがある。この点は、取調べ録音の反訳書を、公判供述の弾劾にしか用いないとする検察庁の説明とはやや異なっていた。

イタリアでは、弁護士にも一定の捜査要請権が保障されている。

改悛者制度は、テロ組織の全容解明についてはよく機能していたようであるが、マフィア捜査ではうまく機能していないとの評価であった。無関係の者を巻き込むケースが多いとのことである。

そのほか、国選弁護人の選任の方法や弁護人の研修方法、付帯私訴制度や被害者対策等についても意見交換を行った。

【ローマ内務省刑事局 保護部・マフィア対策局(部)】

マフィア対策庁は、検察庁内の特別の部署として設けられている。マフィア型犯罪について、約140の法律が制定されており、結社罪（共謀罪）や、マネーロンダリング（資金洗浄）に対する罰則等も設けられている。現在は、司法捜査よりも、予防捜査に重点を置いた対策を行っている。

改悛者制度とは、被疑者が身体を拘束されてから180日以内の期間で、被疑者が、被疑事実についてすべて真実を供述するとの前提で、捜査官の質疑に応ずる制度とのことである。捜査官は、被疑者の応答内容を簡易な調書にまとめるが、その使用目的は、あくまで捜査のための情報獲得手段に限定され、公判において、被疑事実を立証する目的で、簡易調書が用いられることはない。このような改悛者制度に基づく質疑応答の後、身体拘束されている改悛者の場合、取調べ状況の全過程を録画・録音する取調べが行われる。

身体拘束されている者であれば、マフィアも例外なく取調べ全過程の録画・録音を行う。マフィアに関連する犯罪の被疑者についてのみ、取調べ可視化の対象から外すという議論は、理解に苦しむとのことであった（イタリアの「全過程」に例外はない）。

マフィア対策としては、目覚ましい成果を挙げた通信傍受をはじめ、会話・メール傍受や携帯電話、パーソナルコンピュータの解析、GPS情報の入手・駆使等、先端技術や科学を駆使した捜査を積極的に導入しているとのことであった。

マフィア対策庁は、約200人のオペレーターが対応するテレホンコールセンターのような通信傍受室も備えていた。これは圧巻といわざるをえなかった。

2 フランス

【パリ大審院裁判所・予審判事、検察官】

重罪は必ず予審に付され、軽罪は検察官の選別によって予審に付される場合がある。公判開始前の未決拘禁が18ヶ月～24ヶ月と極めて長期である。ただし、予審は、日本では起訴後の手続とみるのが妥当なように思われる。予審における予審判事による被疑者に対する取調べは、最低でも1回は行うが、場合によっては3回程度行うこともある。取調べに費やす時間は、概ね1回あたり2時間程度である。法律上、勾留されている被疑者（被告人）に対する取調べを、2ヶ月に1回は行うことが定められている。

予審の審理には弁護人の立会いがあり、成人は、弁護人立会いを拒否することができるが、実際に立会いを拒否する被疑者（被告人）は1%以下とのことである。

予審に立ち会った弁護人は、最後に異議を述べるだけで、審理中は黙っていることが多い。審理中に弁護士が不規則発言をした場合、注意することはあるが、そのような弁護士は、現在はまずおらず、結局、予審に立ち会う弁護士は、手続の監視に特化している模様である。

重罪に関する予審の取調べは、録音・録画が義務づけられている。テロ・組織犯罪に関する予審取調べにおける録音・録画の例外的な不実施の規定は、2012年4月6日の憲法院判決で、平等原則違反として違憲が宣告された。したがって、今は、組織犯罪について、取調べ状況の録音・録画を例外的に行わない運用はない（フランスの重罪に今や「全過程」の例外はない）。

予審判事の部屋に設置された録画機器は、パソコンにセットされており、マイク・カメラはあるものの、日本の検察官室に設置されている録画機器よりも目立たない。立会い書記官は、逐語録をタイプしていく。

公判審理では、録画記録媒体そのものを用いるのではなく、予審調書を使う。直接主義ではあるが、本人に公判で記載内容を確認するという用い方をするようである。予審調書は、重罪については、罪体立証を目的とする実質証拠に用いられることはないようだが、軽罪に関しては、法廷で読み上げられる

ことがある。

予審判事及び検察官の説明を受けた後、軽罪に関する即時出頭制度を傍聴した。法廷には、被害者の弁護人と被告人の弁護人の双方が複数の公判に連続して参加しており、いずれも国選のようであった。一方の女性検察官は、弁護人、被告人よりも一段高いところに位置し、ペーパーレスで語っていた。その翌日、フランスのCRPC（有罪自認制度）に基づく公判を傍聴したが、こちらは、身体刑を含め、弁護人出頭の元で、略式裁判を公開で行うかのようなものとみえた。

【パリ弁護士会】

弁護人の被疑者取調べ立会権は保障されている。

取調べ状況録画の反訳調書には、再現の正確性に疑義がある場合、調書に対する異議を述べなければ、原記録である録画記録の開示が為されない。証拠開示そのものが、予審が開かれるまで行われまいとのことである。

CRPC（有罪自認制度）では、法的には、弁護人が検察官との間で、被疑者の自認する内容や程度について交渉する権限は保障されていないはずであるが、実際には、弁護人が検察官の提案に対し、自認する範囲や内容等について交渉しているとのことである。

【パリ警察第5区】

検挙する被疑者のうち、犯行を自白するのは概ね3割程度である。弁護人立会いの有無や、（コンピュータ内蔵型の機器を用いた）取調べ状況録画の開始前後で、犯行を自白するか否かに大きな変動はないようである。なお、取調べ状況の録画記録は、検察官に録画記録媒体を送付するだけで、取調官自身が見ることはないとのことであった。

検挙した被疑者について、可能な限り自白を得たいのは当然であると語られた。弁護人立会いについては、取調べ開始の予告をしてから2時間は、弁護士の到着まで待機するが、それでも立会弁護士が来ない場合は、取調べを開始する。開始後であっても弁護士が到着すれば、30分間の被疑者接見の機会をまず確保するとのことである。実際の取調べDVDを視聴した。